

# 文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和3年3月5日（金） 午後1時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 重廣委員長・有田副委員長・大草委員・田村委員・長尾委員・  
重村委員・南野委員・早川委員・上田委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長・岡本主査
8. 協議事項  
3月定例会本会議（3月2日）から付託された事件（議案9件のうち3件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
  - ・ 開会 午後1時30分 閉会 午後1時50分
  - ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和3年3月5日

文教産業常任委員長 重 廣 正 美

記 録 調 整 者 岡 本 功 次

**重廣委員長** 本日の出席委員については委員 9 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、本委員会に付託されました議案 9 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。それでは、はじめに、議案第 10 号「令和 3 年度長門市湯本温泉事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**小林経済観光部長** それでは補足説明をいたします。予算書 367 ページから 375 ページになりますが、歳入歳出予算の総額を 907 万 5,000 円とするもので、前年度と比較しますと 197 万円の減となっております。主な要因としては、令和 2 年度に配湯メーターの取換えを実施しており、これが終了したことによる事業費の減によるものでございます。以上で、補足説明を終わります。

**重廣委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**重村委員** それでは何点かお尋ねいたします。歳入歳出 907 万 5,000 円ということで、金額的には本当に小さくなってきた特別会計ではありますけど、何点か。1 点目は、まず新年度の歳入の利用料ということで 661 万 5,000 円と計上されております。それで他の審査でもありましたけれども、コロナがこういう状況の中で当然、ホテル・旅館が例えば最悪休業とかいうことを考えれば、この利用料というのが間違いなくこれだけあがってくるのかということも想定されますけれども、今回の 661 万 5,000 円の算出に至る、予算に計上するに至る根拠的なものをまず教えていただいたらというふうに思います。

**山下文化・国際交流班主査** この金額の算定については、令和 2 年度の当初予算額相当額と同額程度ということで算定させていただいております。ただ、コロナウイルスの感染状況については、今後不確定要素というものが大きいですが、昨年 GoTo キャンペーンなど様々な観光喚起の事業の施策が実施されたときの利用状況が良いときもございましたので、そのときの利用水量も参考

にさせていただいたということで、令和 2 年度の当初予算と同等額ということで計上させていただいております。

**重村委員** それではもうひとつ、ここの利用料のところですけども、今現在、新年度に向けて一番いろいろな審査でも不安がられているのが、例えば税収面。これは利用料ですけども、コロナで特に湯本温泉の旅館・ホテルなんかというのは一番打撃を受けて、例えば固定資産税の減免を申請されたりとか、いろんなことがやはり想像されるわけですよ。そうなるんですけど、そういったものより先にこの利用料というものの滞納と言いますか、もう少し先に延ばしてもらえないかということが私は発生するというふうに予測するんですよ。それで、まず今年度のこの利用料の徴収に対して、この現状、社会のこのコロナ禍にある中でどういう徴収体制をとられるのか、そしてもうひとつは滞納繰越分の 60 万円というのが非常に私は多分徴収ができるのかなと。確か去年の審査の中でもこの滞納繰越分が随分少なくなってきた、よく頑張っていらっしゃるなというふうに理解して発言をしておりますけれども、この 60 万円というのは本当に支払いをきちんとできる状況にあるのか、そこらあたりの徴収体制、料金を納めてもらう体制、ここらあたりの考え方というのをお尋ねしたいと思いません。

**山下文化・国際交流班主査** 滞納繰越分ということで、予算計上 60 万円ほどさせていただいております。今、ホテル・旅館あわせて滞納繰越分が実際には僅かな件数と言うか、その関係者が 1 社ということでございます。そこについても今年度、いろいろコロナで厳しい状況ではございますが、過去に今 2 回にわたって全額納付ということには至っておりませんが、今計画的に徴収のほうをさせていただいておるというところでございます。

**南野委員** これはちょっとお願いなんですけど、滞納分があるじゃないですか。現年分じゃなくて、やっぱり税の公平性の観点から過年度分から徴収するようには是非していただきたいと思うんですけど、それを私のほうから要望しておきたいと思うんですけど。過年度分を帳消しにして、よく現年分を少しずつ入れていくような方法もとっていらっしゃいますけど、やっぱり税の公平性の観点からは是非、過年度分から徴収するようにはしていただければと思っておりますけど、これはコロナに限らず、これは 1 点だけ要望しておきたいと思いません。

**山下文化・国際交流班主査** 今、実際に滞納繰越分がある事業者におかれましては、現年度分については今のところ全て徴収させていただいております。その事案については今現在はございませんが、今後の徴収体制方法等につきましては、今のご意見を参考にしながら、その辺も加味しながらやっていきたいというふうに思っております。

**重村委員** それでは違う歳出のほうの費目に入ります。それでは予算書 372 ペ

ージ、373 ページです。歳出のほうの第 2 目「貯配湯費」ですね。この中に施設管理委託料 162 万 8,000 円とあります。この内容について、どういう委託を、業務はどういうものなのか、そこをご説明していただけますか。

**山下文化・国際交流班主査** まず旅館・ホテルの一番は、配湯を安定供給することを目的として施設管理を今お願いしておると、契約をしておるところでございます。この施設というのはどこを指しておるかと言いますと、まず配湯センター、泉源のポンプ場というのが 2 箇所ございます。それと配湯池を管理していただいております施設ということでございます。その中で一番重要となるのが漏水や機器故障が原因で配湯ができなくなる状況というのを避けなければならないというふうに考えております。そのために機器の日頃から設備点検、それから配湯池の水位の変化の状況等、注視していただきながら管理をしていただいております。また、休日・夜間においても有事の際には常に出動してもらう体制づくり、その辺もお願いしておりますところでございます。

**重廣委員長** ほかにございませぬか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 10 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 21 号「長門市農業近代化資金助成条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**小林経済観光部長** 補足説明は特にございませぬ。

**重廣委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**重村委員** 1 点だけ確認させてください。これは条例の一部を改正する条例、これは JA 長門大津が結局、山口県 JA になったことによって、この条例の一部改正がおきるということですのでけれども、山口県 JA になったのが約 1 年前ですよ。去年の 4 月からということであろうと思います。それに付随して今この条例、約 1 年後に文言が変わるということで、この一部改正する条例というのがここであがってきてますから、この 11 ヶ月ぐらいの間に問題等は起きなかったのか、この条例を改正しなくても済んだのか、ここだけ聞いて終わりにしたいと思います。

**坂野農林水産課長** 問題は起こっておりませぬ。

**重廣委員長** よろしいですか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第

21号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号「長門市特産品販売センター条例を廃止する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**小林経済観光部長** 補足説明は特にございません。

**重廣委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**重村委員** それでは何点か。まず、簡単にここの参考資料にも書いてありますけど、平成19年以降はどなたもあそこを借りたりとかして事業をしてみたいとかいうことが無かったということで、今から言えばもう12年、13年ですか、なってますよね。それで、今ここでこのセンター条例を廃止する、行政財産から普通財産に替えるという決断をされた。まあ多少時間がかかり過ぎかなという思いも私の中にはあるんですけど、何故今なのか、分かり易くご説明していただけたら。

**吉村産業戦略課主幹** 今、委員お示しのように、19年以降はなかなか活用の相談等も無かったのが事実でございます。今年度に入りまして2件ほど、民間の活用で使わせて欲しいというご相談を受けました。当該施設の目的が特産品の展示、販売及び開発に資するために設置されたものでございますので、これに類した使用ということが使用の条件になってくるわけでございまして、その旨を相手方に伝えますと、やはりどうしてもそれは無理だというふうなことから受けてきたところでございます。2件立て続けに、その方々のヒアリングによれば今長門市はセンザキッチンでありましたり、湯本であったり、一生懸命長門が元気になっているから長門で商売をやりたいんだけどというようなご相談をいただいております。そうしたところからもやはり民間の、どうしてもこの条例がある関係上、その特産品センターの設置条例の目的に合致しなければいけなくなっちゃいますので、担当課としましては普通財産にして民間活用のほうの交渉に入ったほうが有効的に進められるのではないかということから、このタイミングになったところでございます。

**重村委員** はい、大変よくわかりました。もう1点、この参考資料からすると旧油谷町時代に建設された建物と思うんですけど、一番危惧するのが私は、多分こういう建物を建てるのであれば、例えば農林水産省の国の補助金であるとか、そういったものを活用されて建てられたかどうかはちょっと分からないけれども、よく国のお金を投入された施設なんかというのは適化法であったりして、勝手に地方自治体が、急遽その農産品から全てどんな営業でもいいですよというようなことが適化法上なかなかできないということも私は聞いたことがあるんですけども、今回のこの行政財産から普通財産にするに至って、そういう関係法令とか、そこらあたりのクリアというのはできているのか、これを

お聞きしたいと思います。

**木下産業戦略課長補佐** この施設につきましては、当時のふるさと創生事業関連の起債事業で建てられております。この起債事業の償還も終わっておりますし、平成5年から28年経過をしているというところから、用途廃止をしても良いという期間に入り、それを確認しておりますので、この度の用途廃止のほうの条例廃止ということであげさせていただいております。

**重村委員** もう1点、これで最後にします。先ほど吉村主幹のほうからありましたから少し安心したんですが、民間からの多少問い合わせがあったということで良いことだと思うんですけど、これで普通財産に移行すれば利活用が、本当に門戸が広く示せるということですけど、なかなか例えばもう10何年使っていない施設で実際に入ってみただけ、その問い合わせの方もこれは使えないというような事態もあると思うんですよ。最終的に普通財産にこれで移行して、利活用したいということで今は出されておりますけれども、利活用ができなかったらそれはやはり解体撤去ということも、今回のこの条例を廃止するというのを視野に入れられているのか、それはもう全く視野に入れてないのか、それを聞いて終わりにしたいと思います。

**伊藤産業戦略課長** まず勿論、行政財産から普通財産に移管ということですので、担当主管課は今度は現時点では財政課ということになりますので、そこでの調整は必要だと思っております。現時点では、まずはやはりしっかり施設を活用していただくところを見つけるというところで私どもは考えております。ただ、さすがに今の建物が時代に合わないとか、全くこれは活用とか無いぞということが分かるようであれば、また再度検討をしたいというふうには思っております。

**重廣委員長** ほかに、ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第24号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは、9日の予算決算常任委員会文教産業分科会終了後から審査を行います。本日は、これで延会します。どなたもご苦労さまでした。